

# 「国土交通省におけるクルーズの安全・安心の確保に係る検討・最終とりまとめ」について

令和5年10月30日  
国土交通省港湾局

# 「国土交通省におけるクルーズの安全・安心の確保に係る検討・最終とりまとめ」の概要

- ダイヤモンド・プリンセス号等で発生した、新型コロナウイルス感染症集団感染事案を受け、国土交通省では、「クルーズの安全・安心の確保に係る検討・中間とりまとめ」を2020年9月18日に公表。これを踏まえ、国内クルーズから段階的に運航再開。
- 中間とりまとめ以降、段階的再開や実施された措置などこれまでに得られた知見・経験を踏まえ、専門家による検討会での議論を経て、「国土交通省におけるクルーズの安全・安心の確保に係る検討・最終とりまとめ」を2023年9月11日に公表。

## 第1章 : ダイヤモンド・プリンセス号等事案の検証

- ダイヤモンド・プリンセス号及びコスタ・アトランティカ号で発生した新型コロナウイルス感染症集団感染事案について、船内及び寄港地における対応と課題について整理。

## 第2章 : クルーズの安全・安心の確保と段階的な再開

- 段階的なクルーズの再開から、全てのクルーズの運航再開を果たすまでの取組みを整理。

### 【第1段階】 国内クルーズ (2020年10月から2021年4月)

- 第三者認証取得等準備の整ったクルーズ船と受入港から、国内のショートクルーズをトライアルとして実施。

### 【第2段階】 本格的な国内クルーズ (2021年5月以降)

- 第1段階のトライアル結果を受け、得られた知見をガイドラインに逐次反映したうえで、本格的に国内クルーズを実施。

### 【第3段階】 国際クルーズ再開

(邦船社: 2022年12月・外国船社: 2023年3月以降)

- 国内外の感染状況や水際対策の動向を踏まえつつ、関係者間で安全対策について検討を進め、関係業界団体が策定したクルーズ関係の感染拡大予防のガイドラインを踏まえ、国際クルーズが再開された。

### 【第4段階】 5月8日以降の国内・国際クルーズ (2023年5月8日以降)

- 新型コロナウイルス感染症が5類感染症に変更されたことを受け、業界団体によりガイドラインの見直し等を実施。

## 第3章 : クルーズの安全・安心の確保に向けて国土交通省が実施した具体的措置

- クルーズの安全・安心の確保に向けて国土交通省が実施した具体的な措置を整理。

### 1) 外国法人等のクルーズ事業者等に対する報告徴収規定の創設

- 海上運送法を改正し、外国法人等のクルーズ事業者等に対する報告徴収を可能とする制度を創設。

### 2) パンデミックの際の港湾機能の確実な維持

- 港湾法を改正し、感染症等のリスク発生時に、港湾管理者からの要請があれば、国による港湾施設の管理代行が可能とする制度を創設。

### 3) 業界団体によるガイドラインの策定・改訂支援

- 関係業界団体によるガイドラインの策定・改訂にあたって、国土交通省は監修として、専門家への確認や関係省庁への協議等、必要な協力を実施。

### 4) 寄港地におけるクルーズ船受入体制整備

- 港湾管理者への、受入協議会等の規定、第三者認証によるガイドラインの実効性の担保、水際・防災対策連絡会議の実施、受入訓練の実施等、適切なクルーズの受入体制を整備。

### 5) 補助事業(ハード・ソフトのクルーズ支援制度)

- クルーズ船の受入れを行う旅客ターミナル等において感染防止対策に資するハード・ソフト両面の支援を実施。

## 第4章 : クルーズの安全・安心の確保に向けた今後のあり方

- クルーズ運航に係る関係者の連携・協力体制の強化や、新型コロナウイルス感染症等への対応、新たな感染症発生への対応、船内で大規模集団感染が発生した際の追加的措置、国際的なルール作りにおける国土交通省の役割について整理。 ※詳細は別紙参照

第4章 「クルーズの安全・安心確保に向けた今後のあり方」の概要

(1) 関係者の連携・協力体制強化の考え方

➤ クルーズ運航には、官民の多様な主体が関わっているため、関係者の連携・協力体制の強化について整理。

(2) 新型コロナウイルス感染症等への対応

➤ ダイヤモンド・プリンセス号等事案の課題やこれまでの運航再開の実績を踏まえ、求められる措置例を記載。

①平時		②感染症流行時	
船側	乗員への教育訓練、関係機関との連絡体制の構築 等	船側	感染対策の徹底、検査、換気、消毒、メンタルヘルスケア、イベント開催の調整 等
受入港湾	緊急連絡体制の構築、受入環境の整備、受入れ医療機関の把握 等	受入港湾	感染者受入先の調整、地域住民への情報提供、外国語対応 等
国土交通省	検討体制の構築、関係者間での情報収集・情報共有 等	国土交通省	必要な措置の検討・実施、受入体制整備の支援、情報収集・共有 等

(3) 新たな感染症発生への対応

➤ 感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、感染の各段階において求められる措置例を記載。

①平時		②発生初期		③まん延期		④一定期間経過後	
船側	i. 感染症対応計画の情報収集 ii. 実効性のある訓練の実施 iii. 人材の教育・育成	船側	積極的な情報収集・共有、 感染拡大を考慮した運航のあり方の 検討、感染症対応計画作成の検討 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療体制が十分でない地域への寄港時には調整が必要</li> <li>○ 感染者の個室管理を行うなど、感染症防止対策を実施</li> <li>○ 追加の感染対策の実施や体制整備も含めた対応ならびに商業運航の延期や中止も含めた運航のあり方について検討</li> </ul>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 再開方針の検討</li> <li>2. ガイドライン案の策定</li> <li>3. 受入協議等の規定</li> <li>4. 感染症対応計画と第三者認証制度</li> <li>5. 感染者情報の共有</li> <li>6. 緊急医療搬送時等の連絡体制確認</li> </ol>	
受入港湾	関係者間の連絡体制の構築 実効性のある教育・訓練の実施 等	受入港湾	関係機関や諸外国からの情報収集、 受入港湾における体制整備 等				
国土交通省	検討体制構築、情報収集・共有 等	国土交通省	必要な措置の検討・実施、情報共有 等				

(4) 船内で大規模集団感染が発生した際の追加的措置

➤ 新型コロナウイルス感染症等への対応、新たな感染症発生への対応に加えて、大規模集団感染が発生した際に必要な追加的な措置例を記載。

船側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大規模集団感染対応計画の策定</li> <li>健康サポート体制、検査の実施、医療体制の保持、汚染エリアの区分けの徹底、医療資源、情報提供、寄港地観光及び運航の在り方の検討 等</li> <li>○ クライシスコミュニケーションに留意</li> </ul>	受入港湾	クルーズ受入条件の検討、 緊急連絡体制の構築、 広域連携体制の構築、 地域住民への情報提供 等	国土交通省	必要な措置の検討・実施、 関係機関との情報共有の強化、 必要に応じた港湾管理業務の 代行 等
----	---	------	--	-------	---

(5) 国際的なルール作りにおける国土交通省の役割

➤ 「国際保健規則(IHR)」の改正や「パンデミックへの対応に関する新たな法的文書」作成等の国際ルール作りに、外務省等関係機関と連携し協力。2